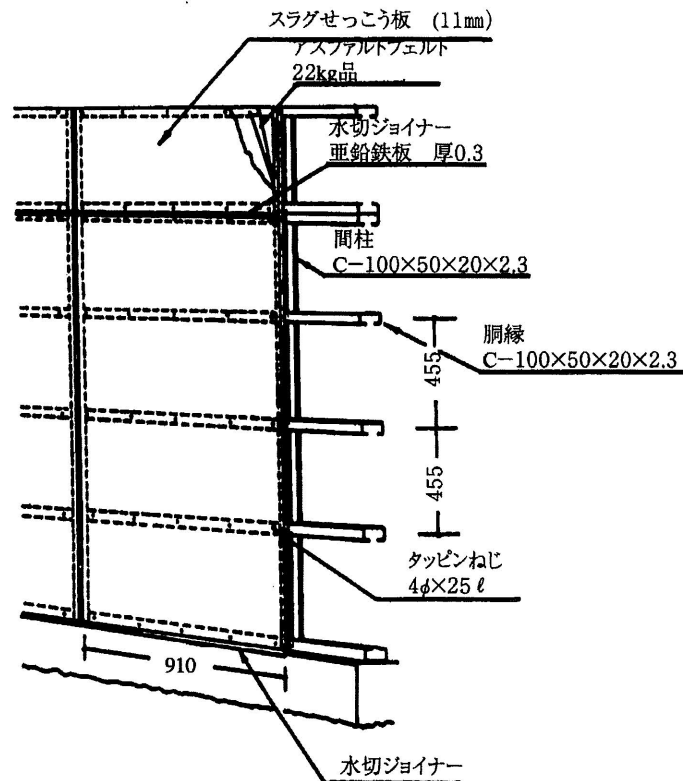


PC030BE - 9067

・認定した構造内容又は建築材料の内容(寸法単位: mm)

1. 部分、防火性能の区分 不燃下地防火構造
2. 試験機関名 (財)建材試験センター 受託番号 依試第3172号
3. 構造説明図(単位 mm)

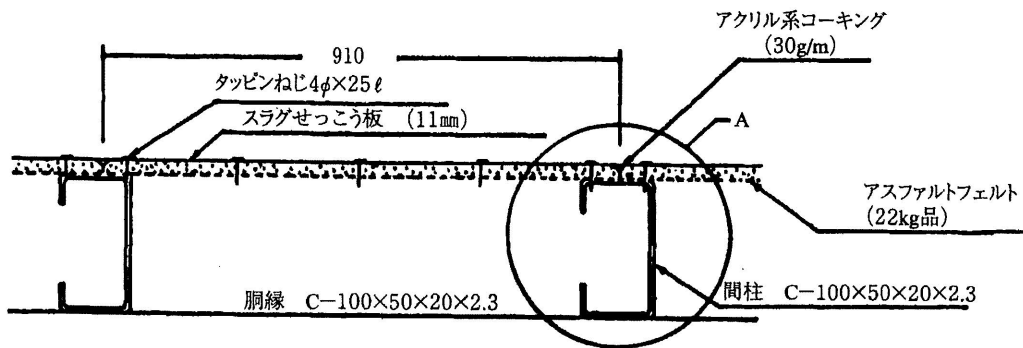
(1) 見取り図



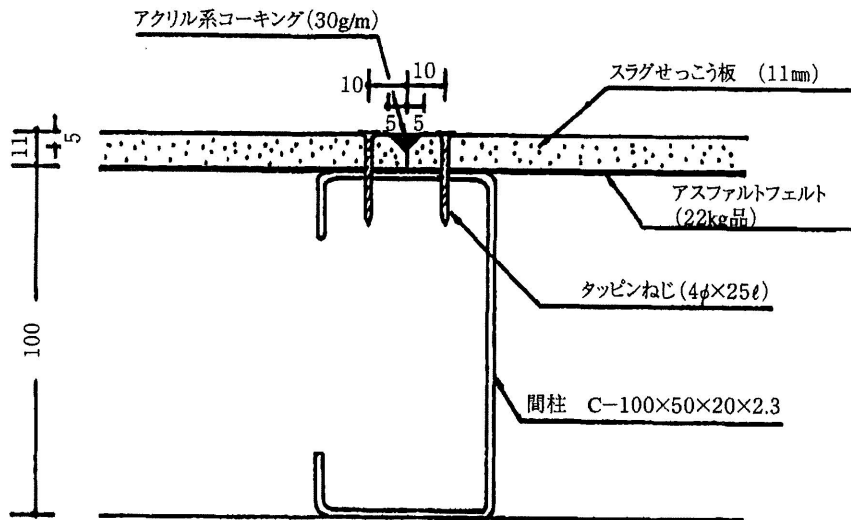
<屋内側の被覆(次のいずれか)>

- ①グラスウール(75mm)を充填した上にせっこうボード(9.5mm)を張ったもの
- ②ロックウール(75mm)を充填した上にせっこうボード(9.5mm)を張ったもの
- ③ロックウール(75mm)を充填した上に合板(4mm)を張ったもの

(2) 水平断面図



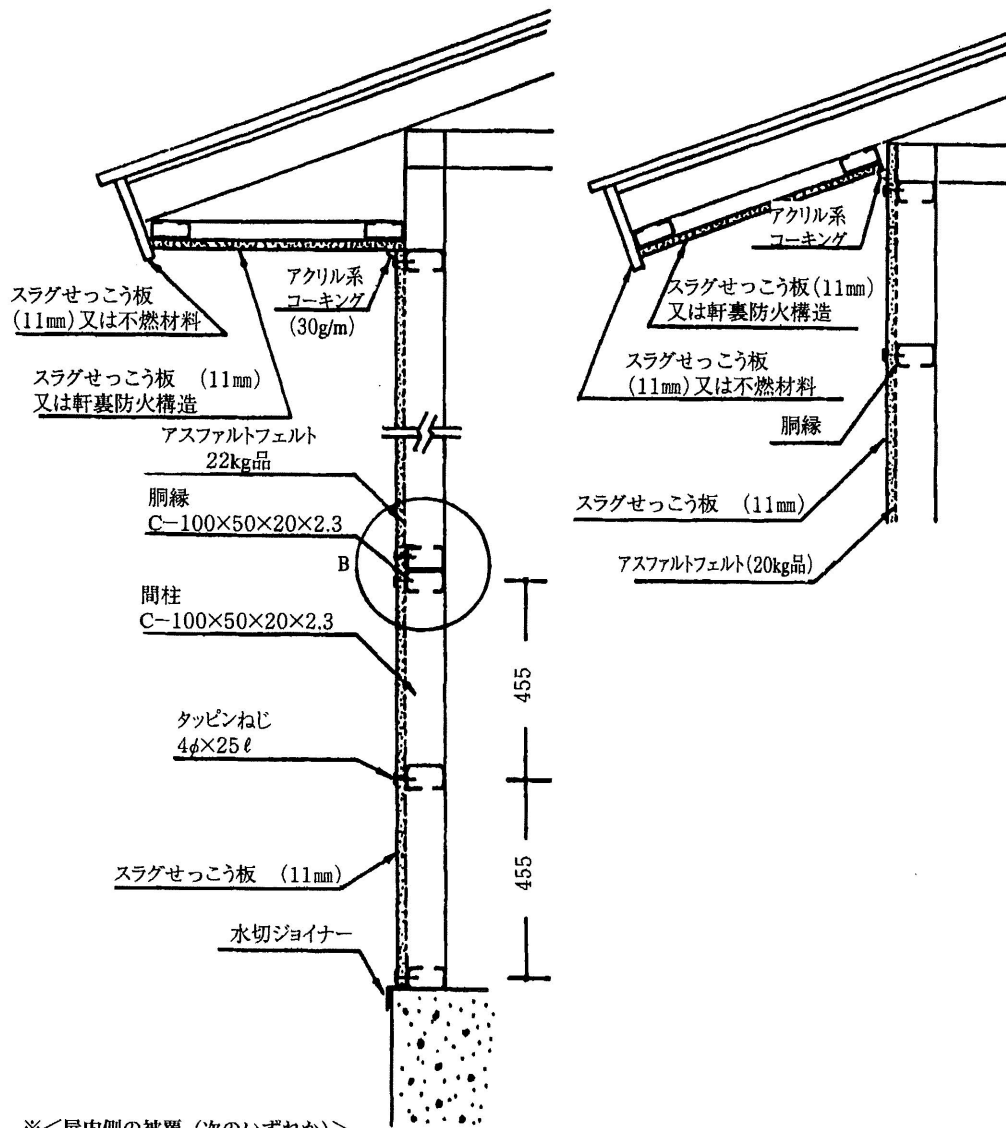
A部詳細図



<屋内側の被覆 (次のいずれか)>

- ① グラスウール (75mm) を充填した上にせっこうボード (9.5mm) を張ったもの
- ② ロックウール (75mm) を充填した上にせっこうボード (9.5mm) を張ったもの
- ③ ロックウール (75mm) を充填した上に合板 (4mm) を張ったもの

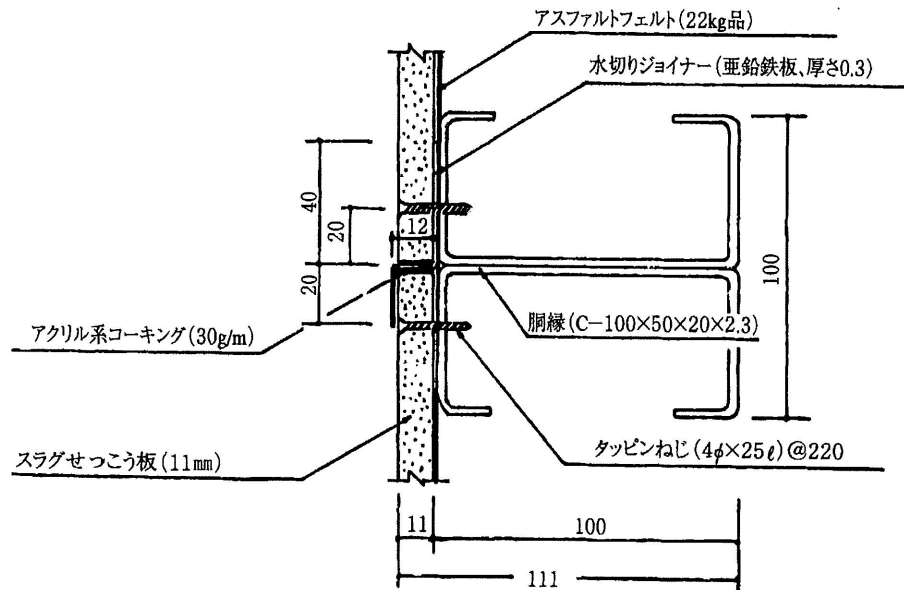
(3) 垂直断面図



※<屋内側の被覆 (次のいずれか)>

- ①グラスウール (75 mm) を充填した上にせっこうボード (9.5 mm) を張ったもの
- ②ロックウール (75 mm) を充填した上にせっこうボード (9.5 mm) を張ったもの
- ③ロックウール (75 mm) を充填した上に 合板 (4 mm) を張ったもの

B部詳細図



4. 材料等説明

4. 1 主構成材料

(1) スラグせっこう板 (不燃第1030号 2種)

(イ)形状・寸法

厚さ	11 ± 0.5mm、12 ± 0.5mm
大きさ	標準寸法 910 × 1,820mm ± 1 最大寸法 1,210 × 2,730mm ± 1

(ロ)組成 (wt%)

せっこう	41%
スラグ	41%
耐アルカリガラス繊維	5%
パーライト	5% (JIS A 5007 S種 0.15~1.2)
パルプ	5% (故紙)
石灰	3% (JIS R 9001 消石灰特号)

(ハ)性能

かさ比重 (絶乾)	1.0 ± 0.1
曲げ強度	100kg/cm'以上 (JIS A 1408 4号試験体)
含水率	12%以下 (出荷時)
重量	11.0kg/m ² (11mm)、12.0kg/m ² (12mm)

(2) 防水紙

アスファルトフェルト	22kg品以上
------------	---------

(3) 下地材

間 柱 [-100×50×20×2.3

胴 縁 [-100×50×20×2.3

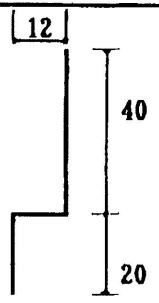
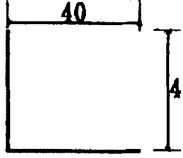
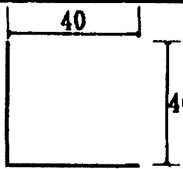
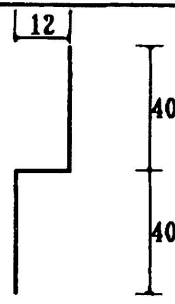
4. 2 副構成材料

(1) タッピンねじ 4mmφ×25mm(JIS B 1122)

(2) 防 水 紙 アスファルトフェルト22kg品

(3) シーリング材 アクリル系コーキング(JIS A 5758)

(4) ジョイナー 着色亜鉛鉄板 厚さ0.3mm(JIS G 3302)

名 称	断面形状 (mm)	寸 法 (mm)
水切りジョイナー (JIS G 3302)		厚さ 長さ 0.3 × 1820
出隅ジョイナー (JIS G 3302)		0.3 × 1820
入隅ジョイナー (JIS G 3302)		0.3 × 1820
土台水切 ジョイナー (JIS G 3302)		0.3 × 1820

5. 標準仕様(施工仕様)

(1) 下 地

(イ) 柱・間柱を910mm間隔に配置する。

(ロ) 胴縁は455mm間隔に配置し、不陸のないよう柱・間柱に取り付ける。

(ハ) アスファルトフェルト(22kg品)を全面に張り付ける。

(2) 取付

- (イ)スラグせっこう板の取付は、板に前もつて電動ドリル等で、3.8mmφの下穴をあけておく。
- (ロ)タッピンねじ(4mmφ×25mm)を用い、間隔を200mm程度とする。

(3) 目地処理

横目地部、出隅部、入隅部、その他の開口部回りには、シーリング材(アクリル系コーキング)を塗布し、ジョイナーを用いる。

ジョイナーは、横目地部に水切ジョイナー、出隅部に出隅ジョイナー、入隅部に入隅ジョイナーを用いる。縦目地部は45°の角度で、深さ5mm程度の面取を行い、その部分にシーリング材(アクリル系コーキング)を塗布して、仕上げる。

6. 留意事項

(1) 保管に関する事項

保管の際は、水、湿気を避け平らな所に積み重ねる。

(2) 運搬に関する事項

持ち運ぶ際は、面を垂直にもち、特に角部に衝撃を与えたり、面に傷を付けないよう注意し、乱暴な取り扱いを避ける。

7. 付帯条件 なし

8. 注意事項

当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。